第三十八条の六十四の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）

第三十八条の六十四の二　第三十八条の五十九の二第一項から第八項まで（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）の規定は、令第百五十五条の七十六の二第一項（共同支配会社等に係る国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する令第百五十五条の六十八の二第一項（国内特別税額控除等相当額がある場合の国内実効税率等の計算の特例）において準用する。この場合において、第三十八条の五十九の二第一項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する第三十八条の三十四の二第一項」と、同条第二項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第三十八条の三十四の二第二項」とあるのは「第三十八条の三十八の二第一項において準用する第三十八条の三十四の二第二項」と、同条第四項中「全ての構成会社等の第三十八条の三十四の二第四項」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の第三十八条の三十八の二第一項において準用する第三十八条の三十四の二第四項」と、同条第八項中「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の五十九の二第九項から第十一項までの規定は、令第百五十五条の七十六の二第一項において準用する令第百五十五条の六十八の二第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額について準用する。この場合において、第三十八条の五十九の二第九項中「第八十二条の十九第二項第一号イ⑶」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ⑶」と、同条第十項中「第百五十五条の六十四第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と読み替えるものとする。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）

第五十九条の二　青色申告法人は、当該青色申告法人に係る関連者との間で次に掲げる取引（法第二十二条第三項第二号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる費用の額の基因となるものに限る。以下この条において「関連者間取引」という。）を行つた場合において、当該関連者間取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは当該写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合には当該電磁的記録を、それぞれ含む。）で、前条第一項その他法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものに次の各号に掲げる当該関連者間取引の区分に応じ当該各号に定める事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項（次項において「特定事項」という。）を明らかにする書類（以下この条において「特定事項記載書類」という。）を取得し、又は作成し、当該特定事項記載書類を整理し、前条第二項に規定する起算日から七年間、これを納税地又は当該関連者間取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

一　当該関連者が当該青色申告法人に対して行う工業所有権等（工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの、著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二（定義）に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物をいう。以下この号及び第七項において同じ。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含む。以下この号において同じ。）　次に掲げる事項

イ　その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の明細

ロ　その譲渡又は貸付けに係る工業所有権等の当該青色申告法人において果たす機能

ハ　その譲渡又は貸付けに係る対価の額の明細及び当該対価の額の設定の方法

二　当該関連者が当該青色申告法人に対して行う役務の提供のうち次に掲げるもの　次に掲げる役務の提供の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　次に掲げるもののいずれかに該当する事業活動で、当該事業活動に要する費用の全部又は一部をその役務の提供を受ける者（以下この号において「役務被提供者」という。）が負担することを定めている契約又は協定に基づき行うもの　当該契約又は協定に基づいて行つた当該事業活動の内容及び当該契約又は協定に基づき当該青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法

⑴　その役務の提供をする者（以下この号において「役務提供者」という。）が有する産業、商業又は学術に関する知識経験その他の当該役務提供者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝その他の事業活動

⑵　専用資産（専ら役務被提供者（当該役務被提供者に係る関連者を含む。）及び役務提供者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）を当該役務被提供者に使用させる行為並びにその使用に係る当該専用資産の維持及び管理

ロ　役務提供者が役務被提供者に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供で当該役務提供者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの（イに掲げるものを除く。）　当該役務の提供の明細及び内容並びに当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、これらの役務の提供に類するもの　当該役務の提供の明細及び内容並びに当該役務の提供に係る対価の額の明細及び計算の方法

2　前項の場合において、同項の規定による保存に係る特定事項記載書類に記載すべき特定事項を電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第五号（定義）に規定する電子取引により取得したときは、当該特定事項に係る関連者間取引については、同項の規定は、適用しない。